

第1回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	3番	内藤 仁
会長職務代理者	2番	諸橋清隆
委員	1番	岡田美由紀
	4番	丸山百合江
	5番	中野正啓

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 出雲崎町農業委員会会長の互選について

議案第2号 出雲崎町農業委員会会長職務代理の互選について

議案第3号 一般社団法人 新潟県農業会議会員の指名について

議案第4号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者評価委員の互選について

議案第5号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 出雲崎町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議案第9号 出雲崎町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の見直しについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

主任 和田 拓也

7 会議の概要

事務局長 ただ今から第1回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。改選後最初に行われる総会は町長が招集することになっており、会長が決定するまで、町長

から議事進行をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。

町 長 会長が決定するまで私が議長を務めさせていただきます。

町 長 本日の議事録署名委員を指名させていただきます。丸山委員さん、中野委員さんお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の和田主任を指名いたします。

また、議事に先立ち本議席を決めるにあたり、仮議席を本議席といたしたく、お諮りいたします。(総会前に抽選により仮議席決定済)

(全員異議なし)

町 長 異議なしということですので、現在の議席を任期中の議席とさせていただきます。

町 長 それでは議事に移ります。まず議案第1号 出雲崎町農業委員会会長の互選についてお諮りします。

事務局より説明願ひます。

事務局 まず議案書の1ページをご覧ください。「農業委員会等に関する法律」第5条第2項には、「会長は委員が互選した者をもって充てる」とあります。互選の方法につきましては、投票によるものや指名推薦によるものがあります。会長選出の方法について、皆さんのご意見を伺いたしたいと思います。

1 番 会長選出の方法についてですが、指名推薦がよろしいかと思ひます。私は、内藤委員を指名します。理由といたしましては、前3期の農業委員会において会長を務め、なお、新潟県農業会議においても常設審議委員会委員を務めた経歴もございます。また、その他公務におかれましても、町の農業関連委員会組織の委員も務めていたことや、他市町村の農業委員会長との交流も積極的に図っていただきましたことにより、これまで出雲崎町農業委員会の組織運営が円滑に行われたことにあります。

町 長 ただ今、内藤委員を推薦する提案がありました。他にございせんか。

(意見なし)

町 長 他に無いようでありますので、指名推薦がありました、内藤委員を会長に互選することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

町 長 ありがとうございます。ただいま新しい会長が決定しました。私の議長としての職責を果たしましたので、これにて退席いたします。

(町長退席、内藤委員議長席へ)

事務局 ただ今会長が選出されましたので、ごあいさつをお願いします。なお、これからの議事進行につきましては、出雲崎町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となるとあります。よろしくお願いします。

会 長 (あいさつ)

会 長 続きまして議案第2号 出雲崎町農業委員会会長職務代理の互選についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。会長職務代理については、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されています。互選の方法につきましては、投票によるものと指名推薦によるものがあります。会長職務代理選出の方法について、皆様のご意見を伺いたいと思います。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、会長職務代理につきましては、よろしければその人選を私に一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは、私のほうから指名させていただきます。今回2期目にあたる諸橋委員に会長職務代理をお願いしたいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 ありがとうございます。それでは、会長職務代理に選出されました諸橋委員さん、こちらの席にお着きいただき、ごあいさつをお願いします。

(諸橋委員、会長職務代理席へ)

会長職務代理 (あいさつ)

会 長 続きまして、議案第3号 一般社団法人 新潟県農業会議会員の指名についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事 務 局 まず新潟県農業会議について説明します。新潟県農業会議は、「農業委員会に関する法律」第42条に定める「農業委員会ネットワーク機構」にあたる組織です。市町村農業委員会長や学識経験者、市町村、農業団体の会員から構成されており、

- ・農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務
- ・農地に関する情報の収集・提供業務
- ・農業経営者に対する支援業務
- ・農業経営の合理化支援業務
- ・認定農業者等農業の担い手の運営支援業務
- ・農地法に関する業務

といった業務を行っております。

それでは議案書の3ページをご覧ください。新潟県農業会議の定款によると、会員については、「農業委員会の会長」または「農業委員会が指名した委員」となっております。会員の指名について、皆様のご意見を伺いたいと思っております。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、新潟県農業会議の定款に「農業委員会の会長」とありますので、私の方で会員を務めてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは、一般社団法人新潟県農業会議の会員については私が務めさせていただきます。

会 長 続きまして、議案第4号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者評価委員の互選についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案書は4ページになります。農地利用最適化推進委員候補者の選考評価を行うため、出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第

6条により「推進委員候補者評価委員会」を置くことあり、また同要綱第9条により推進委員候補者評価委員会の委員は農業委員3名で組織すると規定されております。役割としては、推進委員の変更時に新しい委員の選定のための評価を行うこととなります。なお、次の議案第5号において推進委員の選任を行いますが、これについての評価は既に5月26日（金）に前評価委員により実施されております。本会で新しい候補者評価委員会委員3名を決定したく、委員の互選について、みなさまのご意見をお伺いしたいと思います。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、会長、会長職務代理は既に役職に就いておりますので、それ以外の方3名を委員に任命することでいかがでしょうか。

（異議なし）

会 長 　では、評価委員会の委員をこの3名を任命することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

会 長 　全員賛成ですので、評価委員会の委員は、中野委員、丸山委員、岡田委員に任命することに決定いたします。

会 長 　なお、出雲崎町農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第12条により評価委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は評価委員会の委員の互選により定めるとあります。評価委員会の方は別室で互選を行っていただきます。また、新委員長へ5月26日に行われた評価会議結果の引き継ぎを行いますので、決定するまで本会は一時中断いたします。

（総会を一時中断、別室にて最適化推進委員評価委員3人により、委員長、副委員長の互選を行い、評価会議結果の引き継ぎを行う。）

会 長 　本会を再開いたします。ただいま、評価委員会の委員長及び副委員長の決定の報告がありました。委員長は中野委員、副委員長は丸山委員となりましたので報告いたします。第5号議案に入る前に、中野評価委員長から5月26日に行われた評価会議の結果報告をお願いします。

(中野評価委員長より選考評価審査結果の報告を行う。)

会 長 本会を再開いたします。議案第5号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の6ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員については、「農業委員会等に関する法律」第17条第1項に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」となっています。当町では令和5年2月1日から2月28日までの間、候補者の募集を行った結果、定数5名に対し議案書7ページのおり5名の応募がありました。この5名の候補者につきまして、先程評価委員会からは全員が適格であった、との報告をいただきました。以上になります。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

会 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第5号については原案通り5名の候補者全員を農地利用最適化推進委員として選任することに賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第5号は決定といたします。

会 長 続きまして、議案第6号 農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 本件は、平成6年に承認されました第5条転用許可の事業計画を変更するものとなります。第6号議案にて事業計画の変更承認、併せて第7号議案にて所有権移転のために農地法第5条許可をお諮りいたします。当初計画者である株式会社〇〇が保養所を建築するとのことで、この申請地を個人の方から取得するため、平成6年に転用許可をとりました。しかし、この保養所建築が完了し

ないまま当初計画者は事業継続が困難となったため、継承人が貸駐車場として事業継承するものです。現地は休耕状態であり、判断基準から見た当該申請地は海岸地域の農用地区域外であり、第2種農地の中の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われま。また、現地確認についてですが、6月8日に三輪前推進委員からしていただき、現状は写真のとおりであり、周辺農地等への影響はないというコメントを事務局へいただいております。

説明は以上です。

会 長 転用後の地目は何になるのか。

事 務 局 本件は雑種地に該当すると思われま。

2 番 地目登記の変更はどのように把握するのか。

事 務 局 許可後に転用事業者を経過報告及び完了報告を求めていくこととなります。また、税部局の保有データと農地台帳の突合作業を年1回行っています。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第6号について承認、第7号議案について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第6号を承認、議案第7号を許可いたします。

議 長 続きまして、議案第8号 出雲崎町農業経営基盤強化法促進に関する基本的な構想の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第8号をご覧ください。この基本構想については、県が策定している農業経営基盤強化促進基本方針で定める機関につき定めることとされており、このたび、県の基本方針が変更されたことに伴い町の基本構想を変更するものです。変更点について、説明いたします。

(資料に基づき説明)

事 務 局 本構想は出雲崎町長より農業委員会に対して変更にあたっての同意を求めら

れているもので、同意がなされますと県へ変更申請が行われることとなります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、原案のとおり議案第8号について同意することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第8号は同意いたします。

議 長 続きまして、議案第9号 出雲崎町農地移動適正化あっせん基準に関する基本的な構想の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第9号をご覧ください。農地移動適正化あっせん事業要領の一部改正にともなう、当町のあっせん基準の変更となります。

(資料に基づき説明)

事 務 局 本変更につきましては、町当局、えちご中越農協及び県長岡普及指導センター様に意見照会を済ませており、いずれも意見なしのご回答をいただいております。本変更を承認いただきました後、県へ変更承認の申請を出すこととなります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第9号について変更することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第9号は可決いたします。

議 長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和5年7月20日

議 長 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩